

「Freshman 技術講座：動物実験法」の掲載にあたって

動物実験に関する委員会

委員長 中島祥夫

昭和48年に制定された「動物の保護及び管理に関する法律」(動管法)が26年ぶりに「動物の愛護及び管理に関する法律」として平成11年12月15日に改正された。議員立法としての動管法改正の動きは数年前より始まったが、動物実験排絶運動の活発化のなか、欧米、特にヨーロッパでは動物実験に対し厳しい法規制が実施されている現状から、我々生理学会は動管法改正の動きに高い関心を払い、対策を練ってきた。新動管法の詳しい内容は次号に紹介したいと思うが、法律の名称が示すようにペットとしての動物に対する愛護関係が改正の中心となっており、動物実験については「総理府の実験動物の飼養及び保管に関する基準等に基づく自主管理を基本とすべき」との考えから改正が加えられていない。

生理学会としても「自主管理」こそ動物実験のあるべき方向として、昭和63年12月に制定された「生理学領域における動物実験に関する基本的指針」を改正し、より具体的な指針とすべく現在検討中である。検討案には基本原則として、「実験に用いる動物の生命を尊重し、実験に伴う苦痛やストレスを最小限に抑え、飼育施設を整備して快適な環境で飼育するよう最大限の努力を払わなければならない。また動物実験に置き換えることのできる方法があれば積極的に取り入れ(replacement)、実験計画を綿密に立てて(refinement)、できるだけ少数の実験動物(reduction)で有効に科学的成果を生むように努力を払わなければならない。」と、動物愛護、動物倫理、3R (responsibility を加えて 4R)を前面にうちだす方針である。

さて、日本生理学雑誌では第62巻1号から「Freshman 講座：動物実験法」を連載することにした。これは、上述の動物愛護、動物倫理、4R を強く推進するためであり、また、最近の分子生物学の隆盛にともない、このままではシステムとしての機能を whole animal で扱える研究者が少なくなり、研究の継続が困難になるのではという危惧の念も含まれている。成書には書かれてない、先輩と共に行った実験を通してのみ体得した動物実験法を記録として残すのも21世紀を背負う次世代に対する我々の責任であると考え次第である。